

上げまして、いろいろご意見を承りたいと思つておゝ次第でございます。いまどうするかというよう
な判断はしておられないわけでございます。

図書でございますが、私も話を聞いておりますので補正のときに財政的な余裕があれば補正したほ
うがいいんじゃないかというふうに考えております。教育委員会ともそのような話し合いをしており
ます。そのときの財政の状況で判断をしてみたいと思つております。

また今後の図書購入の計画でございますが、やはりそれも財政的な問題でございますので、計画
を立てるか立てないかということにつきましては教育委員会のほうで検討を今後いただきたく考えてお
ります。

以上答弁といたします。

○十番(松山清君) パイプラインのほうですが、これはやはり市当局が国鉄を少なくとも現時点でわか
いる範囲で、また国鉄当局のほうから連絡のあったる解を得ておるということを守らせる立場に立
てたいということを再度お願いいたします。

それから図書のほうなんですが、現在希望の出ているものについては当然三月の議会の経過もある
ことをし、これは要望を満了するために補正を早急に考えていつはいいと思つております。

それから計画等はやはりつくさるべきだと考えます。市長のほうでもこれはするに図書の購入というのは、
単に教育委員会のほうの問題だけではなくて予算を伴うものなので、市長のほうで十分配慮する

必要があろうと思つて。そういう点で今後図書充實のために十分配慮をしていつはいいことを要望
いたします。

以上で一般質問を終つていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で一般質問を終つております。

暫時休憩いたします。

午後十二時 休憩

午後一時 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第四報告第二号専決処分承認を求めるところについて、昭和四十七年度福生市一般会計
補正予算第四号を議題といたします。

市川主事として議案の朗読をいたします。

(市川主事朗読) 省略

○議長(末次性男君) 理事者から提案理由の説明を求めます。企画調査室主幹 生子国利君

(企画調査室主幹 生子国利君 登壇)

○企画調査室主幹(生子国利君) 昭和四十七年度福生市一般会計補正予算第四号について説明申し上げ

ます。

今回の補正予算は、ご承知のとおり去る十月二十日に解散いたしました衆議院議員選挙の執行の万全を期するため地方自治法第百廿九条第一項によりまして、専決されていた選挙経費関係の補正予算でございます。

内容について説明申し上げます。

まず一表でございますが、第一条の関係を申し上げますと、歳入歳出それぞれ二百万円を追加いたしまして、歳入歳出総額二十億五千二百九万三千円と定めるものがございます。

次に第二ページをお開きいただきましたと思います。

この関係につきましても都の支出金、いわゆる委託金をもって歳入を見込めましたが二百万円の補正をいたしまして一億七千二百七十六千円と相なる次第でございます。なおこれが同じ補正額委託金で処置しております。歳入総額二十億五千二百九万三千円。

歳出について申し上げますと、総務費の選挙費に二百七十六千円を補正追加いたします。

この内容といたしましては、主として選挙の報酬関係ならびに従事者の手当等におきまして約四六%の充当額にはなっております。その他につきましても五四%につきましては、ほとんど事務経費でございます。おなじものとして公営ホスターの設置工事あるいは選挙広報の配布委託料等が主たるものでございまして。その内容については三ページ以降に明細にのっておりますが、ここは省略させていただきます。

させていただきますと思っておりますが、なお二百七十六万円の……（「本件については先般了解しておりますので簡略に願います」と呼ぶ者あり）……それは、補正額の二百七十六万六千円の歳入が二百万円でございます。

ございまして、不足する七十六万六千円は予備費をもって充当いたし総額、補正額の二百万円に對しまして歳出におきましても二百万円の補正をいたしまして、歳入歳出それぞれ二十億五千二百九万三千円となった次第でございます。

以上雑ばくな説明でございますが、慎重に審議のうえご承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） これより質疑を行ないます。

○十番（松山清君） 一つだけお聞きしたいと思っております。

本託料の広報配布委託料、これは二十七万円に上っているわけなんです。この単価はとくらいに上っているのか、これがなにかからなっています。もうなにか詳しく説明してほしいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（乙津宗吉君） ただいまの質問に對しまして、私から答弁いたします。

今回の選挙には二種類の広報がございまして、衆議院議員広報と最高裁判所の国民審査の広報がございまして、それで広報の配布につきましても市の広報配布員の方にお願いたしまして配布いたしたわけでございますが、単価につきましても広報から割り出しまして、市の広報が十円ですか……、広報の大きさによりましてそのつど広報配布員に相談いたしましてお願いしていただくわけですが、今回両方合わせまして二十円ということをお願いしたわけでございます。



○十番(松山 清君)

一部千円ですが、一軒の家に一部配布すると千円ということなんですか……。

○選挙管理本員会事務局長(乙津栄吉君)

両方合わせまして千円です。

○十番(松山 清君)

まあ専決処分なのはどういうことでもないんですが、非常に考え方もこれは多いんじゃないかと思うわけなんです。そういう意味で今後もううった相場であればなると考

える必要があると思うんです。……(「赤旗を配るようにはりかはない」と呼びその他発言する者あり)……ですから一部千円という点は今後考慮する必要があるのではなからと思ひます。

○議長(未次性男君)

以上で質疑を終ります。

おわかりいたします。報告第二号の専決処分については、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(未次性男君)

ご異議ありと認めます。

よって報告第二号は原案どおり承認することに決定

いたしました。

○議長(未次性男君)

日程第五議案第七号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

市川主事を以て議案の朗読をいたします。

福生市議会

(市川主事 朗読) 省略

○議長(未次性男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

企画調査室長 大野忠一君

○企画調査室長(大野忠一君)

議案第七号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

都下の市町の大半がこの十二月に支給されます期末手当を、一カ月分引き上げましたので、当市におきましてもこれが均衡を失わないように改正をいたして提案申し上げます。次第でござい

ます。内容は十二条二項で手当の率が規定されておりますが、このうちの十二月分、自分の二百八十と自分の二百九十に改めようとするものでございます。附則につきましては十二月分の支給から適用いた

○議長(未次性男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(未次性男君)

以上で質疑を終ります。

○十三番(石川繁治君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十七号については、委員会付託及び討論を省略し原案のとおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

おはかりいたします。

ただいま石川繁治君から所定の賛成者を得て、本案

は委員会付託及び討論を省略し原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することを異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

異議なしと認めます。

よって議案第七十七号は原案のとおり可決いたしました。

た。

○議長(末次性男君)

日程第六議案第七十八号福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

市川主事より議案の朗読をいたします。

(市川主事朗読) 省略

○議長(末次性男君)

朗読は終わりました。



本案について提案理由の説明を求めます。

企画調査室長 大野忠一君

(企画調査室長 大野忠一君 登壇)

○企画調査室長(大野忠一君)

議案第七十八号福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

改正したい理由につきましては前号の議案と同じでございます。

条例中の十一條につきましては期束手当の率が規定されております。十二月に支給する分、

百分の二百五十と百分の二百六十に改めようとするものでございます。適用は本年の十月の支給分

から適用させていただきますという内容のものでございます。

何とぞ慎重に審議賜りましてご決定くださるようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑は終わります。

○十三番(石川繁治君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十八号については、委員会付託及び討論を省略し原案のとおり可決されることを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり

○議長（末次性男君） おはかりいたします。 ただいま石川繁治君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原案のとおり可決されたい旨の勧議が提出されましたが、本勧議のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議あり」と呼ぶ者あり

○議長（末次性男君） ご異議ありと認めます。 よう議案第七十八号は原案とおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第七回第八にうつりは関連がありますので一括して上程いたします。

日程第七議案第七十九号農業共済事業を市が施行することについて

日程第八議案第八十号福生市農業共済条例、以上二案を一括して議題といたします。

市川圭事より議案の朗読をいたします。

「朗読省略」と呼ぶ者あり

○議長（末次性男君） 本案につきましては、朗読を省略してただちに提案理由の説明を求めます。

経済課長心得 森田 進君

（経済課長心得 森田進君 登壇）

○経済課長心得（森田 進君） ご指名をいただきましたので議案第七十九号、第八十号の二件につきまして

提案理由の説明をさせていただきます。

まず議案第七十九号農業共済を市が施行することについてでございますが、ご承知のように農業共済事業は、農業災害補償法に基づく事業でございます。農業者が不慮の災害によって受ける損害を共済制度によって補てんするという制度でございます。昭和三十三年度から全国の地区市町村で実施をしておるわけでございます。すでに二十五年の歴史があるわけでございます。その間農業災害補償法が何回かの改正があつたわけでございますが、特に昭和三十三年の法律改正によりまして、それまで組合事業として施行されておりました共済事業が、市町村行政の中を行なうことができるというふうに改正されたわけでございます。それに従いまして市町村は徐々に市町村行政の中でこの農業共済を行なうという傾向が出てきたわけでございます。

東京都におきましても都下三十二市町村のうち二十四の市町村がすでに市町村行政の中でこの農業共済事業を行なうというわけでございます。特に西多摩地区におきましては、福生市を除きまして八市町村が市町村行政の中でこの農業共済事業を行なっているという現状でございます。

さらにこの法律が昭和四十六年に改正されて、この事業がそれまで市町村単位で行なわれていたものが、広域化によってこの事業を行なうことができるというように改正をみたわけでございます。指導機関でございます東京都市におきましては、東京都の農業事情等を勘案いたしまして、

広域化による事業の協同処理がより効率的であるという判断に立ちまゝ、各旧郡単位におきましてこの農業共済事業の広域化について指導を進められたわけでございます。西多摩郡におきましても四十八年の四月を境にいたしまして、一部事務組合方式によります協同処理の準備を現在進められておられるわけでございます。しかるがらうに承知のように一部事務組合方式になりますと市町村行政の中ではなければその組合への加入ができないわけでございます。そういうことでございまして福生市といたしましては、単独でございりもむづかしい一部事務組合方式の中で処理したほうがより効率的であると、そういうふうな判断、もちろん東京都の指導があったわけでございますが、そういうものの中で農業共済組合と何回か協議を重ねまして、農業共済組合といたしましてはそのほうがより効率的であるという判断に立ちまゝ、十月二十五日付をもちまして農業共済組合より災害補償法に基づく事業の委譲申し出があったわけでございます。

なお今後の予定でございますが、これは幸いにいたしましてご議決をいただきますならば、東京都のほうへさうぞく書類を提出いたしまして、この事業そのものが都道府県知事の認可事項でございますので、一月の中旬くらいまでには知事の認可が取れると、そういうふうな予定で都のほうでも指導をしておりまするわけでございます。そういういたしますと二月、三月それから一月の少く二月有余にわたります市が実際に事業を行なうという形になるわけでございますが、先ほど申し上げましたように広域化に伴う処理でございます、しかもその期間については農業共済事業そのものが、非常に

ないと申しますか農業共済事業が引き受け業務等がないわけでございます、ほとんどの時点ではないだろうと、そういうふうな判断の上に立ちましてこの問題につきましても、農業共済組合と協議を重ねまして実際に市のほうで事業を行なうわけであるわけと農業共済組合のほうで実務と申しますか、財政を伴う実務についてはすべてやらせよう、三月三十一日までやらせようというふうな形で協議が成立しております関係上当然財政等も伴うわけでございますが、この問題については提案からはずさせていたいただいたような次第であります。

以上議案第七十九号につきまして、いままでの経過とそれから今後の見通しを含めまして提案理由の説明にかえさせていただきます。

引き続きまして議案第八十号福生市農業共済条例について提案理由の説明をさせていただきます。ただいま申し上げましたように、非常にこの事業を施行する時期、単独で事業を施行する時期が短いということ、それからその間の事務量がないうふうな判断に立ちまして東京都の指導等もいただきましたまゝこの共済条例そのものは非常に省略した変則的な条例でございますが、これを十分その間の処理ができる、そういうふうな判断に立ちまして説明申し上げるわけでございますが、冒頭に申し上げておきます。

まず第一条でございますが、これは市が農業共済事業を行なうということの目的を定めたものでございます。第二条の実施区域でございますが、これは福生市の市民が福生市あるいは隣接市町

村に耕地を持つてゐるわけでございますが、そういうものと区域といたしまして実施するということと二条でうたつておられるわけでございます。第三条につきましては、実際に共済目的でございます農作物それから家畜それから蚕繭等につきまして、共済目的あるいは共済事故等につきまして現定を定めたものをございます。第四条につきましては、一応三月三十一日まで、四月一日をもって一部事務組合にこの事務を移管するということなる前提をございまして、万が一それができない場合にはこの第四条でもって新しく条例を定めまして実際の農業共済に支障のないような条例化をいたすうというふうな定めをいたすわけをございます。なお附則にございます農業災害補償法第八十五条の第三項の公示、これは都道府県の公示をございまして、これは法律事件をございまして、この公示がありまさんと実際の施行関係にはならないというふうに思ふております。その次の附則の二でございしますが、これは四月一日以降に単独で市がどうしてもやらなければならぬと、そういうふうになつた場合には条例の制定されます間、農業共済組合が現在使つております定款その他諸規定を適用して実際の事業に支障のないようにして頂くということとミニで規定した次第をございます。

以上雜ぼくをございますが提案理由の説明にかえさせていただきます。

何とぞ慎重に審議いただきまして可決くださるようお願いいたします。

○議長（末次性男君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○十一番（伊東忠次郎君）

ただいまの課長の提案理由の説明を大體は了といたしますが、二、三からないうとこうございましてたの質問いたします。

先ほどの説明を福生農協へ事務委託してあるものが、とりあえず三月一ぱいまでは市のほうでやるんだということになつておりますが、これをやるにても予算の裏付けということはないということと言つておりますけれどもただ私どもは……、事務委託してある金が、本年度予算が

九十五万、未經過分をこれに充てそれで足りるかどうかという一点と、それから加入者に対するサービスをございますが、いままで農協に事務委託をしていた制度がこちらへ移りまして、加入者に対する手続や損害を受けた場合の交付金の交付がふくれることはいいかどうか、それともう一つは賦課規準をございますが、いままでのとんとこちらへ移つたのでは賦課規準が細目において各種目と申しますか違うかどうか、その点とそれから本年も三月で終わろうとしておりますが、ひきまゐたら本年と昨年の加入者の数、共済交付件数、ひきまゐる種目別にお答えいただけますか。

○経済課長心得（不孫田進君）

自席からお許しをいただきます、ただいまの十一番議員の質問にお答えいたします。

まず第一点の財政措置の問題をございますが、先ほど申し上げましたとおり非常に事業の

期間が短期間というふうなこともござります。ただいま申されましたとおり九十五万円、四十七年度の農業共済事務の委託料として農業共済組合の方へ委託料の支払いをござります。その範囲内で農業共済組合が青空日まで共済事務を行なうという形で共済組合との間に協議が成立しております。それから第二点の加入者サービスでございますが、これはたんに広域化によりましていわゆるメリットと申しますか効果、加入者サービスの問題あるいは経済効果の問題等が出てくると思いますが、この二点につきまして、経済効果につきましては、現在西多摩郡下の共済事業にたずさわっております職員が二十名おります。それが大体十二、三名で一応をきんじやないかと思っております。そういうふうなことでございまして介担金についてはほとんど人件費が主でござりますので、その点におきましていわゆる経済効果というものは非常に上がってくるんじゃないかというふうに考えております。それから加入者サービスにつきましては共済連絡員あるいは共済評価員、そういうものにつきまして現在の役員の数とへらさるりでそのまゝの状態で事業を施行していくというふうな考え方を現在準備を進めているわけでございます。その点につきとも現在を下回れるサービスにはならないというふうに考えております。

それから賦課規準でございますが、この賦課規準につきましては西多摩の各市町村ともいうふうなまゝバラバラと申しますか、……でございますが一応現在の準備委員会の考え方等によりまして、賦課規準等ほとんど福生市の規準がそのまま適用されるのではないかと考えております。

す。

それから第四点目でございますが、農業共済金の支払い状況でございますが、四十六年度におきましては農作物共済におきましては十万二千四百円という支払いがされております。……（「それは一件ですか」と呼ぶ者あり）……全部で四十八名でございますが、被害面積は三五一アールとなっております。

それから蚕繭共済におきましては引き受けて被害は出ておりません。それから家畜共済におきましては一件出ておりまして三万七千五百六十六円という支払いがされております。それから本年度でございますが、本年度につきましては引き受けてはおりませんが、農作物につきましては……（「質問者は建設委員だから簡単でいい」と呼ぶ者あり）……一万四千九百四十一円でございます。それから蚕繭共済につきましては二十六件でございますが金額にいたしまして五千二百四十六円でございます。それから家畜共済につきましては、四十三頭が対象になっております。十二万一千六百八十四円というふうな保険料の引き受けになっております。

以上雑ばくでございますが答弁といたします。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十九号、八十号については建設委員会に付託し審査せられんことを望みます。



「賛成」と呼ぶ者あり

○議長（末次性男君） おはかりいたします。

ただいま石川繁治君から本案は建設委員会に付託し審査せしめられた旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議ありと認めます。

よう議案第七十九号、八十号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第九議案第八十一号福生市児童遊園条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。 助役 篠崎俊天君

（助役 篠崎俊天君 登壇）

○助役（篠崎俊天君） 議案第八十一号福生市児童遊園条例案について、提案理由の説明とその内容について説明申し上げます。

児童遊園、すなわちちびっこ広場につきましては、現状としましては福生市内には武蔵野町内会その他民間の方々に経営をお願いしておりますが、ちびっこ広場が数カ所所在するに過ぎないのをご存じですが、かねての懸案でござりました市直営の児童遊園の開設がたびたび地元議員さんその他関係の皆さまの尽力によりみごとに花開きまして、来年の二月一日から市の直営による児童

遊園の第一号として牛浜児童遊園を開設できる運びとなりましたので、これまでの関係の皆さまのご協力に対し満腔の敬意を表しつつ本案を提出申し上げます。

なお本条例とは別個に本市には現に福生市都市公園条例がござりますが、この都市公園条例のほうには都市公園法という法律に基づきまして都市計画法で規定している都市施設の一つとして設置する公園に限り必要な事項を定めたものでございまして、本案のように都市計画法上の都市施設ではない児童遊園とは全くその性格を異にするものでございしますので、今回設置いたします牛浜児童遊園は単に一般的に地方自治法上のいわゆる公の施設として福生市都市公園条例とは切り離して、本案のとおり別個の条例として提案申し上げます。

それでは条例案の内容について説明申し上げます。

この条例の内容は、実質的には現にございする福生市都市公園条例の内容とほとんど同じでございます。まず第一条にござります、この条例の目的を規定し、第三条におきましては、児童遊園の名称及び位置はこの条例の別表において定めることを規定いたしますとともに、次の第三条におきましては、児童遊園においてはここに記載のような六つの行為は禁止する旨を規定しようとするものでござります。次の第四条は児童遊園内における行為の制限に関する規定でございまして、この条で定める四つの行為の制限が前の第三条で定めする行為の禁止と異なるところは、この条で定める行為の制限の場合には、市長の許可を受けなければ児童遊園内でもその行為ができるということにござります。児童遊園は

これからできるだけふやしていくことが望ましいわけでございますが、それらの児童遊園と地元の子供たちと一緒に町内会等で、お祭り、盆踊りその他の集会に使用することと希望される場合もあるであろう、と予想いたしまして、それらの場合にも市長の許可を受けさせれば、児童遊園全体を臨時に地域の住民のためにご使用いただけるよう立法上特に配慮した次第でございます。なお次の第五条は公益上やむを得ないと市長が認めた場合における児童遊園の使用許可の取り消しの規定、次の第六条は児童遊園の使用権の譲渡及び転貸の禁止の規定、次の第七条は不正な児童遊園使用者に対する市長の監督処分の規定、次の第八条は児童遊園を占有させた場合における市役所職員のうち入り検査の規定、次の第九条は市民が児童遊園を使用した場合における原状回復義務の規定、次の第十条は使用者が児童遊園の施設を損壊した場合における損害賠償義務の規定、次の第十二条は条例違反者に対する行政罰の規定、次の第十三条は本条例に定められていない以外の、まがい事項は、市長の定める市規則に一任していただく旨の規定でございます。

なお附則にふきまして、この条例は昭和四十七年一月一日から施行する旨と定めましますと外に、最後の別表にのりては児童遊園の名称及び位置を定めようとするものでございしますが、さしむき別表は牛浜児童遊園のやをございまして、その位置は牛浜五十九番地、その面積は約八三〇平方メートルでございます。

この牛浜児童遊園の用地は、すでに説明申し上げてありますとおり、地主の高橋与十氏から

今後の情勢に特別の変化がない限り、借地期間は少なくとも十年間ということに無償で市が借りますものでございまして、その整備工事は先にご議決いただきました予算をもち、七十五万円をもちただいま実施中でございます。

慎重に審議をいたしましたので、原案とおりご可決あらんことをお願い申し上げ提案説明を終わらせていただきます。

(「議長休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(未次性男君) 暫時休憩いたします。

午後一時四十分 休憩

午後二時 開議

○議長(未次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番(関 米吉君) さて提案者にお尋ねしますが、都市公園条例とこの児童遊園条例で、この児童遊園にのりては有料で貸すとか何とかいうことは全然ないわけですか……。公園条例には、有料で貸す場合における必要事項は、別に定めるところが書いてありますけれども、この公園に限ってはそういうことは全然ない、こういうふうに理解しようといんですか。